

中古車情報サイトで『現状渡し』の中古車を見つけ、価格が安く、外見の写真もきれいだったので申し込んだ。後日、販売店と郵送で注文書を取り交わし代金も支払ったが、届いた中古車のエアコンからは異音が生じ、エンジンにも不具合があった。販売店に電話すると「現状渡しには保証も整備もない。修理するなら有償だ」と言われた。買ったばかりなのに納得できない。

(20歳代男性)

中古車は新車と違い使用環境や管理状況などで状態が異なります。業界団体の自動車公正競争規約では、購入者が中古車の性能を判断する資料として、価格のほかにも使用状態や走行記録などの品質表示を義務付けています。

保証に関しては、「保証つき」と「保証なし・整備なし（現状渡し）」に分けられます。「保証つき」販売では、保証期間中は対象となる不具合について、無償で修理してもらえます。「保証なし・整備なし（現状渡し）」販売でも、自然損耗とはいええない不具合が生じたら、販売店は修理などに応じなければなりません。

購入時に車両状態評価書（コンディション・ノート）などで「要整備箇所」の説明を受けていなければ、『内容と異なる商品を引き渡した』として、修理可能なら無償修理を、修理不可能なら減額請求や契約解除などを原則販売店に求めることができます。

加えて、販売店は車に不具合があったことを知らなかったとしても責任は免れません。契約書で「理由によらず一切責任を負わない」と定めていても、消費者契約法では無効となります。

最近ではインターネット通販で車を注文する人も増えてきましたが、不具合などが生じた際に、遠方の販売店と電話やメールでの話し合いがうまくいかず、トラブルも起きています。

自動車は高額な買い物です。価格以外でも自動車の状態や保証期間、販売店のアフターサービスの内容なども十分確認して、慎重に契約しましょう。